

後期基本計画 施策説明構成(案)

第1項 健康づくりの充実

市民が健全な生活を送るためには、健康を気遣える環境の整備が重要となります。

市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択・実践し、主体的に楽しく健康づくりができるよう取り組みます。

また、市民自らが健康の維持増進に取り組むための環境整備を、市民・事業者等と協働して進めていきます。

これら「健康づくり」は、平成24(2012)年度に制定した、「健康なまちづくり条例」に基づき、行政のあらゆる分野において推進します。

この施策の概要を記載します。

6年後の目指す姿

市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択・実践し、主体的に楽しく健康づくりが取り組まれています。

施策の実施による「6年後の目指す姿」を記載します。

施策の成果を表す指標

	指標名	基準値(平成28年度末)【A】	目標値(平成31年度末)【B】
1	健康寿命(平均自立期間)	男(65歳):18.33年 女(65歳):23.94年	平成28年度より延伸

施策の達成度を測るための代表的な指標を記載します。

施策の展開

第1号 健康なまちづくりの推進

担当課 健康支援課

《現状と課題》

本市は、平成25年度に「市民一人ひとりがいきいきと健やかで心豊かに生活すること」を目的として、健康づくりの総合計画として、「健康なまち習志野」を策定しました。

この計画のもと、市民が自ら健康づくりに取り組めるように支援するとともに、その活動を地域社会全体で支えていく環境の整備を進めています。

しかし、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め、健康的な生活を自ら選択・実践する健康づくりを実現するためには、疾病予防から介護予防までの一貫した予防施策の更なる充実と、健やかで充実した生活を送るための社会環境の整備が課題となります。

そこで、市民一人ひとりが健康に対する意識を高め主体的に行動する地域社会をつくるため、これまでの健康づくりの取組を発展させ、推進してまいります。

この取組に関連する国の動きや社会の動向を踏まえた現在までの本市の取組、「6年後の目指す姿」のために解決すべき課題について記載します。なお、課題・施策の抽出等に至った理由の一つとして、「市民意識調査の結果」、あるいは「前期基本計画・総合戦略の評価」を記述します。

《取組内容》

世界保健機関が新しい健康観として提唱するヘルスプロモーションの考え方のもと、市民一人ひとりが持つ健康観は多様であることを認識し、健康を意識した活動に取り組みます。

また、従来の「個人の責任、意識、努力に基づく健康的な生活習慣づくり」に加え、新たに「個人の健康を支え、守るための社会環境づくり」に取り組むことを内容とした基本的な計画を策定します。その後は、この計画に従い、行政のあらゆる分野において健康づくりを意識した取組を推進します。

主な事業	健康なまちづくり条例推進事業
------	----------------

前述の課題解決のための取組内容を記載します。

この取組における主な事業を記載します。

関連する個別計画

計画名	計画期間
健康なまち習志野計画	2020年～2025年

この施策に関連する個別計画を記載します。

＜前期基本計画からの変更点＞

計画書を「分かりやすく」「見やすく」するため、下記の表記を加える。
また、「各施策の見方」のページを掲載する。

- ① 担当課の記載
担当部署が分かるようにする。(施策体系の号を担当する課名を記載)
- ② 6年後の目指す姿
後期基本計画終了時の姿を記載。
- ③ 施策の成果を表す指標
前期基本計画では実施計画において指標を掲載していたが、後期基本計画においては、計画自体に記載する。
- ④ 施策の展開
 - ・前期基本計画の「これまでの取り組みと課題」部分を参考として、「現状と課題」と記述する。
 - ・前期基本計画の「本計画での取組内容」部分を参考として、「取組内容」と記述する。
- ⑤ 主な事業
この取組における主な事業を記載する。
- ⑥ 関連する個別計画
この施策に関連する個別計画を記載する。

重点プロジェクト 1 公共施設の再生**担当課 資産管理課****基本方針**

公共施設再生計画の基本方針は、習志野市の持続可能な行財政運営を念頭に、中長期の視点に立って将来のまちづくりを展望するなかで、様々な環境変化に対応しつつ、老朽化が進む公共施設の適正な機能の確保、配置及び効率的な管理運営を実現することが目的です。

習志野市が取り組む公共施設再生は、単に公共施設の老朽化への対症療法的な取組ではありません。私たち今に生きる習志野市民は、先人が築いてきた資産を利用し続けてきました。今度は私たちが時代の変化に対応した、より良い資産を将来の世代に引き続いていくことが重要です。

この取組は、行政のみで計画、実行するものではありません。市民、議会、行政が、専門的な知識を保有する大学や、様々な情報と資金を活用する事業者等と、それぞれの得意分野において協力・連携することで、新しい形の公共事業として実施し、ひいては習志野市全体に活力を生み出すことを目指します。

施策の方向

公共施設再生では、基本方針に基づき、対象となる公共施設について、具体的な再生、再編成についての実施計画を示します。耐震改修、老朽化対策にかかる改修、長寿命化、環境負荷低減、建替え、再生建築による建替え、統廃合等、公共施設再生への手段として実施します。また、施設や設備の維持保全及び管理について、無駄な投資を行わず効率的に行っていくために、保有財産を資源と捉え、経営的視点に基づき総合的もしくは長期的視点からコストと効果の最適化を図ります。

① 保有総量の圧縮

現在保有する公共施設を建替えるとして、建替え可能な割合は、過去の投資的経費から算出すると大変厳しいものとなります。耐用年数を経過した建物や統廃合による建替え等を除き、新たな施設の建設は行いません。統廃合により発生した未利用地については、原則として売却・貸付等による有効活用を図り、財源確保とします。

② 「機能」と「施設」の分離

「施設ありき」の考え方ではなく、施設の「機能」を重視し、「機能」は可能な限り維持しつつ、施設数は削減します。単一用途の施設整備を止め、多機能化・複合化の推進をします。

③ 施設の質の向上

計画的な維持保全による、建物の長寿命化を図ります。施設や設備が壊れてから修繕する「事後保全」の考え方から「予防保全」の考え方に転換し、施設や設備を大切に長く使用していきます。

本プロジェクトの指針となる個別計画

- ◆ 計画名：『公共施設再生計画』
- ◆ 計画期間：平成26(2014)から37(2025)年度
- ◆ 計画目標：公共施設の更新費用と投資的経費財源のギャップを解消し、老朽化した施設を再生すること

具体的な取組

1) 公共施設再生に向けた推進体制の整備

《主な取組》

- 公共施設マネジメント条例の制定
- 公共施設再生基金の創設
- 統計データ及び施設データの統一及び一元化と継続的な整理、評価システムの整備
- ファシリティ・マネジメントの実施と維持管理の効率化
- 施設情報と公会計におけるコスト情報の共有
- 財産管理との共有資産台帳作成
- 第三者委員会の常設

2) モデル事業の取組

《主な取組》

- 大久保地区公共施設再生事業の推進
- 市民サービスの拠点であり災害時対策拠点である新庁舎等建設

3) 各施設所管課との調整及び連携

《主な取組》

- 複合化・多機能化の推進
- 先進事例の収集
- 課題の解決に向けた新たな手法の研究
- 「学校施設再生計画」との連携
- 「袖ヶ浦スポーツゾーン構想」との連携
- 「こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」との連携
- 「生涯学習施設改修整備計画」との連携

4) 市民への説明と外部への働きかけ

《主な取組》

- まちづくりの視点での分析
- 取組内容の情報発信
- 民間活力の積極的な導入と市民参画の機会拡大